

2023年11月27日

気候変動対応オペにかかる対象投融資に関する基準および 適合性の判断のための具体的な手続きの開示

当行は、日本銀行が行う気候変動対応を支援するための資金供給オペレーションの利用に際して、わが国の気候変動対応に資する投融資（以下「対象投融資」）と判断するにあたっての基準および適合性の判断のための具体的な手続きについて、次のとおり開示します。

I. 国際原則または政府の指針に適合する投融資

1. グリーンローン

(1) 対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンローンと判断している。

- ・グリーンローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認しています。
また、当行独自の融資「ちゅうぎんサステナブルローン（ちゅうぎんグリーンローン型）」は格付投資情報センター（R&I）より、融資フレームワークについて基準に適合しているとの外部評価を受けております。

2. グリーンボンド（サステナビリティボンドを含む。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をグリーンボンドと判断している。

- ・グリーンボンド原則
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・グリーンボンドガイドライン
(環境省)
- ・サステナビリティボンド・ガイドライン
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・気候ボンド基準
(Climate Bonds Initiative)

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認しています。
なお、サステナビリティ・ボンドについては、資金証券部においてグリーンプロジェクトに資する寄与分を確認しております。

3. サステナビリティ・リンク・ローン（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ローンと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認しています。
また、当行独自の融資「ちゅうぎんサステナブルローン（ちゅうぎんサス

「サステナビリティ・リンク・ローン型」は格付投資情報センター（R&I）より、融資フレームワークについて基準に適合しているとの外部評価を受けております。

4. サステナビリティ・リンク・ボンド（気候変動対応に紐づく評価指標が設定されているものに限る。）

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をサステナビリティ・リンク・ボンドと判断している。

- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
（国際市場資本協会＜International Capital Market Association＞）
- ・気候ボンド基準
（Climate Bonds Initiative）

（2）上記（1）の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認しています。

5. トランジション・ファイナンス

（1）対象投融資の基準

当行では、次に掲げる国際原則・政府の指針を基準として、これらに適合した投融資をトランジション・ファイナンスと判断している。

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針
（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則
（ローンマーケット協会＜Loan Market Association＞ほか）
- ・グリーンボンド原則
（国際資本市場協会＜International Capital Market Association＞）
- ・グリーンボンドガイドライン
（環境省）

- ・グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン
(環境省)
- ・サステナビリティ・リンク・ローン原則
(ローンマーケット協会<Loan Market Association>ほか)
- ・サステナビリティ・リンク・ボンド原則
(国際資本市場協会<International Capital Market Association>)
- ・当該案件の業界にかかるロードマップ

(2) 上記(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

- ・基準への適合性の判断は外部評価によって確認しています。
- ・ロードマップが存在している分野にかかるトランジション・ファイナンスについては、当該ロードマップとの整合性も合わせて確認しています。

II. I. に準じる投融資^(注2)

1. 類型その1

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行(庫・社)独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

次の2つの要件をいずれも満たす投融資であること

- ① 資金使途が次に限定されていること
 - ・再生可能エネルギー関連プロジェクト(例:太陽光発電設備、洋上風力発電施設)への融資
- ② 環境影響評価法その他の関連法令に従って、環境に対するネガティブな影響に対処していること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、所管部署が地方創生SDGs推進部と協議のうえ、関係する部署の担当役員に審議し、決定しています。
また、投融資にかかる当該基準への適合性については、「資金使途」およ

び「環境影響評価法その他の関連法令に従って、環境に対するネガティブな影響に対処していること」を所管部署が確認しています。

2. 類型その2

(1) 対象投融資の基準

当行では、I. に準じる投融資として、次に掲げる当行（庫・社）独自の基準・定義等に適合した投融資を対象投融資と判断している。

「ポジティブ・インパクト・ファイナンス」（資金使途が限定されていない融資）

以下の4つの要件をすべて満たす融資であること

- ①「ポジティブ・インパクト金融原則」に適合すること
- ②融資先が気候変動対応に紐づいたKPIを設定していること
- ③融資の実行期間中、融資先自身がKPIの達成状況を年1回以上確認し、開示すること
- ④融資がポジティブ・インパクト・ファイナンスとして独立した第三者機関の外部評価を得たものであること

(2) 上記(1)の基準の策定および(1)の基準への適合性の判断のための具体的な手続き

当行独自の基準については、原則として、サステナブル・ファイナンスのうち、環境系ファイナンスに含まれる（ただし、国内向け案件かつ環境アセスメント等により環境へのネガティブな影響に対処している案件に限る）ものとし、環境系ファイナンスの範囲（含む上記(1)の投融資基準等）については、サステナビリティ委員会に協議を行っております。

また、融資にかかる当該基準への適合性については、案件検討時に所管部署であるソリューション営業部、営業統括部が確認しております。

以 上